

平成 29 年 3 月 31 日

平成 28 年度 神奈川県立保土ヶ谷高等学校 不祥事ゼロプログラム検証結果

神奈川県立保土ヶ谷高等学校は、神奈川県職員不祥事防止対策条例に基づき、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定め、検証を行った。

1 実施責任者

神奈川県立保土ヶ谷高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭、総括教諭がこれを補佐する。なお、実施責任者は、不祥事防止のために全職員を対象とした個別面談を行う。

2 目標及び行動計画

職員は、生徒の「国際性豊かな教養」「心豊かな人間」「自主・自律の精神」を育成するため、個々人の人権を尊重し、不祥事なく業務を遂行することとする。

①課題：法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）

目標：法令順守意識の向上に努め、公務外非行を防止する。

行動：

- ・神奈川県職員行動指針の励行
- ・不祥事防止の意識の向上のための日常的な啓発
- ・職場コミュニケーションの活性化

②課題：わいせつ・セクハラ行為の防止

目標：啓発活動及び相談体制の整備によりわいせつ・セクハラ行為を防止する。

行動：

- ・生徒へのコミュニケーション手段の適正な利用
- ・新採用職員をはじめ、若手職員への相談体制の整備
- ・人権意識向上のための人権研修会の実施

③課題：体罰、不適切な指導の防止

目標：生徒理解に基づく指導を推進し、体罰・不適切指導を防止する。

行動：

- ・生徒理解に基づく指導の推進
- ・生徒、保護者との信頼関係を重視した指導の推進
- ・生徒指導における複数対応の徹底

④課題：定期試験、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

目標：定期試験、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る体制と手順を明確にし、事故を防止する。

行動：

- ・定期試験の作成や処理、成績処理に係る手順の整理とチェック体制の徹底
- ・進路関係書類作成及び取扱いに係る手順の整理とチェック体制の徹底

⑤課題：個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

目標：個人情報等を適切に管理するとともに、情報セキュリティ対策の徹底を図る。

行動：

- ・個人情報の誤配付、誤廃棄の防止のための管理のルールの特明確化と遵守の徹底
- ・情報セキュリティに関する研修会の実施

- ⑥課題：業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）
目標：業務協力体制を整備し、業務の効率化と事故防止を図る。
行動：・業務分担の明確化による適正化・効率化の推進
・情報の共有と適切な保存・継承の推進
・点検マニュアルやチェックリストに基づく相互チェック体制の整備
- ⑦課題：会計事務等の適正執行
目標：会計事務等の適正執行に努め、不適切な経理処理を防止する。
行動：・私費会計基準に基づく適正な各帳票の作成と経理処理
・全職員を対象とした会計業務に関する研修会の実施
- ⑧課題：入学者選抜に係る事故防止
目標：入学者選抜業務の円滑な実施に努め、事故を防止する。
行動：・入学者選抜実施体制の整備
・入学者選抜実施マニュアルに基づく手順遵守の徹底と採点ミスの防止
- ⑨課題：交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
目標：交通事故防止及び交通法規の遵守に係る啓発を進め、事故防止に努める。
行動：・交通事故防止に係る啓発資料等の活用による意識の向上
・交通法規遵守意識の向上

3 検証

- (1) 2に規定する行動計画について、平成28年10月中旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は補完措置を講じ、目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は必要な修正を行う。
- (2) 平成28年度全体の実施状況を確認するとともに、目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）等が必要な場合は、平成29年度における神奈川県立保土ヶ谷高等学校不祥事ゼロプログラムにその結果を反映させていく。

4 実施結果の公表

- 3(2)の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめて、ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実施の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。

6 検証結果

不祥事防止ゼロプログラム各項目の目標及び行動計画について、事故防止会議を月に1回以上開催し全項目について職員の意識啓発を行った。また、10月中旬までに実施状況の確認を行った。

不祥事防止ゼロプログラムに基づき次のような様々な取組を行い、事故防止に努めることができた。

- ① 「法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）」について、校長・副校長より資料を活用して指示及び注意喚起を行った。
- ② 「わいせつ・セクハラ行為の防止」について、校長・副校長より資料を活用して指示及び注意喚起を行った。
- ③ 「体罰、不適切な指導の防止」について、生徒・保護者との信頼関係を重視した指導の推進に向けて、副校長より資料を活用して体罰の防止について注意喚起を行うとともに、全職員に対してアンケート調査を行い、意識啓発に努めた。
- ④ 「成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止について」校長・副校長より資料を活用したり、本校におけるヒヤリハット事案について情報共有したりして、意識啓発に努めた。
- ⑤ 「個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）」について、校外の研修会に参加した教頭及び教諭が全職員に報告を行い、啓発に努めた。
- ⑥ 「業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）」について、企画会議及びグループ会議等において業務執行体制の見直しを行った。
- ⑦ 「会計事務等の適正執行」について、校長・副校長より全職員に意識啓発するとともに、日常の会計処理業務において担当者への注意喚起を行い、事故防止に努めた。
- ⑧ 「入学者選抜に係る事故防止」について、副校長より資料を活用して注意喚起と意識啓発を行うとともに、新たなシステムに関する全職員への研修を実施し、事故防止に努めた。
- ⑨ 「交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守」について、校長・副校長より全職員に対して意識啓発に努めた。

◎全項目について、職員打ち合わせや企画会議、職員会議において、校長・副校長・教頭が新聞報道された教育関係の不祥事に関する記事などを紹介し、全職員が主体的に事故防止に向き合い、不祥事防止に努めるよう意識の徹底を図った。

◎校長が全職員と個人面談を行い、職員一人ひとりが当事者意識を持つように働きかけた。